

むつ市農業委員会  
第807回総会議事録

むつ市農業委員会第807回総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月12日（火）午前10時30分から午前11時15分

2. 開催場所 プラザホテルむつ プラザホール

3. 出席委員

○農業委員（17名）

議席	氏名
1	坂本正一
2	立花幸雄
3	嶋影秀子
5	水戸隆璽
6	柴田峯生
7	杉山重一
8	立花順一
9	齊藤榮佐男
10	中嶋寿樹
11	蛭名修一
13	新堂真
14	小林義顯
15	畑中光政
16	林忠久
17	四ツ谷末藏
18	嶋田輝雄
19	村口利光

○農地利用最適化推進委員（10名）

地区	氏名
第1地区	佐々木貢
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	畑中正彦
第5地区	中村貞幸
第6地区	内山義美
第7地区	面村一松
第8地区	瀬川博光
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

#### 4. 欠席委員

##### ○農業委員（1名）

議席	氏名
4	柏谷均

##### ○農地利用最適化推進委員

なし

#### 5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第6号 非農地証明交付申請について
- 報告第1号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について

#### 6. 会議に従事した職氏名

局長 成田 司  
次長 澤田 眞紀子  
総括主幹 菅原 賢一郎

#### 7. 会議録署名委員

2番 立花 幸雄                      3番 嶋 影 秀 子

#### 8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤田 眞紀子

## 9. 会 議 の 概 要

議長(坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第807回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中17名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、2番 立花幸雄委員、3番 嶋影秀子委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長(坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>議案審議に入る前に、本総会に提出された議案の一部に誤謬訂正がありますので、事務局から説明願います。</p>
事務局	議案第1号から議案第4号の議案資料の中段部分、「譲受人の経営」の欄中、面積単位を(a)と表記しておりますが、(㎡)でありますので訂正いたします。
議長(坂本会長)	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、大字田名部字赤川ノ内並木14番174ほか1筆、面積合計9,797㎡、2筆とも農業振興地域内、農用地区域内の農地です。</p> <p>申請地は、譲渡人が市外に在住しているため、大曲農事実行組合に管理を依頼し、採草牧草を耕作しているものです。相続する親族がむつ市内に居ないため、譲受人に売買するものです。譲渡後も譲渡前と同様、採草牧草を耕作することとなっております。</p> <p>調査につきましては7月1日 杉山委員、林委員、四ッ谷委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

四ッ谷委員	内容について、事務局が説明したとおりであります。 付け加えることはありません。
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第1号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第1号は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、大畑町小目名家ノ下8番1、面積1,174㎡、農業振興地域内、農用地区域外の農地です。</p> <p>申請地は譲渡人世帯が所有、耕作してきたもので、譲渡後は周辺農地と同種の野菜類全般の栽培地として利用するものです。</p> <p>調査につきましては6月30日 柏谷委員、畑中光政委員、畑中正彦推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
畑中光政委員	特にありません。
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第2号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

(無しの声あり)

質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案のとおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請地は、栗山町234番地、面積965㎡、農業振興地域内、農用地区域外の農地です。

申請地は、譲渡人が転居前まで長年耕作してきた農地であります。

高齢化により相続する親族がむつ市内に居ないため、譲受人に譲渡するものです。

譲渡後は、周辺農地と同種の野菜類全般栽培地として利用するものであります。

調査につきましては7月1日 杉山委員、林委員、四ッ谷委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長(坂本会長)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

杉山委員

特に有りません。

議長(坂本会長)

説明が終わりましたので、これより、議案第3号について審議を行います。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(無しの声あり)

質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

	<p>ご異議なしと認めます。 よって議案第3号は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>続きまして、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議題に供します。 事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、大字関根字高梨川目153番1、面積8,116㎡、農業振興地域内、農用地区域外の相続未登記農地ではありますが、現在、貸付人が管理しております。 借受人は新規就農者であります。令和3年4月から1年間、親、弟の下でニンニク栽培、黒毛和種繁殖を研修しております。 調査につきましては7月1日 杉山委員、林委員、四ッ谷委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
杉山委員	<p>特に有りません</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第4号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第4号は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>続きまして、議案第5号、非農地証明交付申請について、議題に供します。 事務局より説明願います。</p>

事務局

それでは、議案第5号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。

申請地は、脇野沢鹿間平28ほか4筆、畑が4筆で計2,565㎡、田が1筆で993㎡、面積合計3,558㎡、全て農業振興地域内、鹿間平230番4は農用地区域外、それ以外の4筆は農用地区域内の農地であります。

調査につきましては7月1日 柴田委員、村口委員、富江推進委員、事務局により調査をした結果、鹿間平167番1については、旧脇野沢村時代に、農村整備事業中山間地域等直接支払制度の補助で整備した農地の一部であること、県営事業ふるさと水と土ふれあい事業で設置した鳥獣防止柵の内側であること、及び、この周辺の農地一帯を一般社団法人脇野沢農業振興公社が借り上げ、令和元年3月までそばを耕作していたこと等から、非農地として判断することは難しいと考えます。

なお、鹿間平167番1以外の農地は、鳥獣防止柵の外であり、既に原野化し、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であることから、非農地と判断しております。

以上で説明を終わります。

(申請のあった5筆のうち、鹿間平29については、2015年の農地利用状況調査の結果、既に非農地判断済であることから、議決を要しない。)

議長(坂本会長)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。

柴田委員

事務局の説明のとおりであります。付け加えることはありません。

議長(坂本会長)

説明が終わりましたので、これより、議案第5号について審議を行います。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(無しの声あり)

質疑が無いようですので、本案について、脇野沢鹿間平167番1の非農地証明は却下、ほかの3筆は承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、脇野沢鹿間平167番1は却下、ほかの3筆を承認することに決定しました。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用



	<p>集積計画の承認について、議題に供します。 事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。 申請地は大字関根字水川目393ほか1筆、面積合計12,963㎡であり、令和3年の第795回総会で意見を求められ承認した農地で、利用権の再設定です 借受人は、あおもり農業支援センターで、転貸予定者は、自然食ねっと青森株式会社で、貸借期間は1年間です。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明は以上です。</p>
議長(坂本会長)	<p>ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。</p>
林委員	<p>事務局の説明のとおりであり、問題ないと思います。</p>
議長(坂本会長)	<p>説明が終わりましたので、これより、議案第6号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。  (無しの声あり)  質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議なしと認めます。 よって議案第6号は、原案のとおり承認することに決定しました。 以上で、議案審議について終了しました。  続きまして、報告事項、報告第1号から報告第5号について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号 農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。 照会農地は、むつ市川守町140番1、面積501㎡、農業振興地域外、農用地区域外です。 調査につきましては、6月9日、杉山委員、林委員、四ッ谷委員、事務局で調査した結果、筆界未定で場所は特定出来ませんでした。照会文書に添付のあった土地公図の地番場所で確認したところ、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であることから非農地と判断し、回答しました。</p>

続きまして、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

照会農地は、大字田名部字袈部27番地1、ほか3筆、面積合計3,736㎡、4筆とも農業振興地域内、農用地区域外です。

袈部27番1、袈部28番は、既に令和2年の農地利用状況調査で非農地と確認、総会で承認されております。

ほかの2筆につきましては、6月9日、杉山委員、林委員、四ッ谷委員、事務局で調査した結果、筆界未定で場所は特定出来ませんでした。照会文書に添付のあった土地公図の地番場所で確認したところ、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であることから非農地と判断し、回答しました。

続きまして、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

照会農地は、大字田名部字二又川目41番5、ほか4筆、面積合計53,630㎡、5筆とも農業振興地域内、農用地区域外です。

二又川目41番15、41番26は、既に平成28年の農地利用状況調査で非農地と確認、総会で承認されております。

ほかの3筆につきましては、6月9日、杉山委員、林委員、四ッ谷委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、山林化しており、農地として著しく復元困難であることから非農地と判断し、回答しました。

続きまして、報告第4号 農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

照会農地は、川内町片貝7番2、ほか1筆、面積合計8,719㎡、2筆とも農業振興地域内、農用地区域内です。

調査につきましては、6月17日、鴨田委員、村口委員、千葉推進委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であることから非農地と判断し、回答しました。

続きまして、報告第5号 農地の転用事実に関する照会について、ご説明いたします。

照会農地は、川内町片貝28番、ほか1筆、面積合計6,304㎡、片貝28番が農業振興地域内、農用地区域内、片貝48番が農業振興地域内、農用地区域外です。

調査につきましては、6月17日、鴨田委員、村口委員、千葉推進委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であることから非農地と判断し、回答しました。

以上で報告を終わります。

議長(坂本会長)

その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。  
何か、ありませんか。

(無しの声あり)

無いようですので、以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第807回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 立 花 幸 雄

会議録署名委員 嶋 影 秀 子